

2 条例等

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況
2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況
2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況
2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況
2.5 ごみ屋敷条例の制定状況
2.6 ごみ屋敷の把握状況
2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い
2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況
2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況
2.10 不法投棄監視員制度の状況
2.11 再生利用に係る指定の状況
2.12 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設用の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握 状況
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	減量計画書の提出、管理責任者の選任、保管場所設置届の提出	事業の用に供する延床面積が3,000㎡以上の建築物	啓発パンフレットの送付、立入検査の実施	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	減量化計画の作成	市処理施設に月5t以上搬入するもの	個別指導、文書による通知	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
熊谷市	×					②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(事業用建築物の所有者等の義務) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	事業系一般廃棄物の減量義務 廃棄物管理責任者の選任届出 廃棄物の減量に関する計画書の作成、提出 再生利用対象物、廃棄物の保管場所の設置、届出	事業用途に供する部分の床面積の合計が3000平方メートル以上の事業用建築物の所有者	減量計画書の確認、立入検査	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
行田市	○	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	多量の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の指示。	①粗大ごみを除く廃棄物で、搬出量が1日あたり10キログラムを超え、1ヶ月の搬出量が200キログラムをこえるもの。②引っ越しなどにより一時的に生じたもので、その合計が100キログラムを超えたもの。	個別指導	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
秩父市	秩父広域市町村圏組合で回答	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則	減量化計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬方法、その他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又は0.2㎡以上	個別指導	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
所沢市	○	所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化に関する要綱(平成22年4月1日施行)	・減量及び資源化計画書の作成、提出 ・事業系一般廃棄物管理責任者の選任(届出)	市の処理施設に月平均5t以上の廃棄物を搬入する者	個別指導	①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
飯能市	×					①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
加須市	×					②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
本庄市	×					①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
東松山市	×					①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	減量化計画の作成 廃棄物管理責任者の選出	事業用大規模建築物 常時1日50kg以上の排出事業者	個別文書通知	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握 状況
狭山市	○	・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	・事業系一廃減量計画の作成、事業系一廃の運搬場所及び運搬方法その他の指示。 ・指示に従わない事業者に対し、期限を定めた指示内容の履行命令。 ・命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	常時月1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者	内容参照	①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
羽生市	×					①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
鴻巣市	×					③全く把握していない
深谷市	×					④その他
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量等計画書の提出	事業の用に供する延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築物	個別指導、勧告	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	減量計画の作成及び減量計画書の提出	日量100kg以上を排出している事業者	パンフレットの送付等	②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
越谷市	×					②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
蕨市	×					③全く把握していない
戸田市	×					②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
入間市	×					③全く把握していない
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量化計画の作成	直接又は許可業者への委託により月量4t以上を搬入する事業者、事業用大規模建築物の所有者	規定なし	④その他
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、再利用及び適正処理等に関する条例施行規則	多量排出事業者の認定	(1)過去1年又は6か月間の平均で一般廃棄物搬入実績量のいずれかが4トン以上であること。 (2)過去1年間又は6か月間のうち、一般廃棄物搬入実績量4トン以上の月が半数以上であること	勧告	①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握 状況
和光市	○	和光市廃棄物の減量及 び適正処理に関する条例	事業系一般廃棄物の減量 に関する計画の作成等の 指示、当該事業系一般廃 棄物の運搬又は処分すべ き場所及び運搬又は処分 の方法その他必要な事項 の指示。	事業系一般廃棄物を1日30 キログラム以上排出する事 業者	指示に従わない場合 は勧告を行い、勧告に 従わないときはその旨 を公表する。	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
新座市	○	新座市事業系一般廃棄物 の減量化及び再資源化 の推進に関する要綱	減量化・再資源化計画の 作成	月量4トン以上の搬入業者	文書による通知	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
桶川市	×					②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
久喜市	久喜宮代衛 生組合で実 施	久喜宮代衛生組合廃棄物 の処理及び再利用に 関する条例	減量化計画の作成及び一 般廃棄物管理責任者の選 任	組合施設に月平均1.5トン以 上の廃棄物を搬入する者	文書による通知、事業 所訪問	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
北本市	×					③全く把握していな い
八潮市	○	八潮市廃棄物の処理及 び再生利用に関する条例	当該廃棄物の減量、再生 利用等に関する計画書の 提出	該当なし	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
富士見市	○	富士見市廃棄物の減量、 再利用及び適正処理に 関する要綱	事業系ごみの排出抑制、 適正処理等について指導 を行い、事業系一般廃棄物 の減量化及び再資源化 の推進を図る	4t/月	・当該年度の排出ごみ の減量化及び再資源 化計画書を市に提出 ・排出量を記録した管 理票を受託業者を通じ て市に毎月提出	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及 び再利用並びに資源物 の持ち去り防止に関する 法律、同施行規則	廃棄物を多量に排出する 事業者は、減量に関する 計画書を作成し、市長に 提出しなければならない。	月平均1.5トン以上焼却施設 に搬入する事業所		①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
蓮田市	蓮田白岡衛 生組合で実 施	廃棄物の処理及び再生 利用の促進に関する条例	一般廃棄物減量計画の作 成	可燃ごみ・1日の平均排出 量が100kg以上 不燃・粗大ごみ・適正量以 上の排出事業者	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及 び適正処理に関する条例	減量化計画の作成及び運 搬方法等その他必要な事 項を指示	毎月5t以上	個別指導、文書による 通知	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及 び再利用に関する条例施 行規則	運搬すべき場所及び方法 の指示	常時1日平均10kg以上又は 一時に100kg以上	個別指導	③全く把握していな い
鶴ヶ島市	○	埼玉西部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	運搬すべき場所及び方法 を指定	1日平均排出量が30キログ ラム以上	内容物検査実施要項 による	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
日高市	○	日高市廃棄物の処理及 び清掃に関する条例	場所及び運搬方法の指示	規則で定める	口頭または文書	④その他

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握 状況
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及 び再生利用に関する条例 及び施行規則	事業系一般廃棄物の減量 に関する計画書の提出	1日10kg以上又は一時的に 100kg以上	個別指導	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物の処理 及び再生利用に関する条例 及び施行規則	再利用計画の作成、運搬 すべき場所及び運搬方法 等の指示	100kg/日	個別指導	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
白岡市	蓮田白岡衛 生組合で実 施	廃棄物の処理及び再生 利用の促進に関する条例	一般廃棄物減量計画の作 成	可燃ごみ・1日の平均排出 量が100kg以上 不燃・粗大ごみ・適正量以 上の排出事業者	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
伊奈町	×			可燃ごみ・1日の平均排出 量が100kg以上 不燃・粗大ごみ・適正量以 上の排出事業者		②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
三芳町	○	三芳町廃棄物の処理及 び再生利用に関する条例	多量に事業系一般廃棄物 を排出する事業者に対し、 事業系一般廃棄物の再利 用に関する計画書の提出 をお願いしている。	1日につき100キログラム以 上の事業系一般廃棄物を搬 入する事業者	事業系一般廃棄物ハ ンドブックにより、「事 業系一般廃棄物の減 量に関する計画書」を 町に提出してもらう。	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
毛呂山町	埼玉西部環 境保全組合 で実施	埼玉西部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	運搬すべき場所及び方法 を指定	1日平均排出量が30キログ ラム以上	内容物検査実施要項 による	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
越生町	埼玉西部環 境保全組合 で実施	埼玉西部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	運搬すべき場所及び方法 を指定	1日平均排出量が30キログ ラム以上	内容物検査実施要項 による	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
滑川町	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
嵐山町	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
小川町	○	小川町廃棄物の処理及 び清掃に関する条例	土地、建物の占有者が一 時に50kg以上の一般廃 棄物及び粗大ごみを排出 する場合は町長に届け出 て運搬すべき場所及び方 法について指示を受ける	一時に50kg以上の一般廃棄 物及び粗大ごみを排出	届け出を受け、運搬す べき場所及び方法に ついて指示する	①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
川島町	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
吉見町	×					②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
鳩山町	×					④その他
ときがわ町	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)

市町村事務組合	規定の有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
横瀬町	×					③全く把握していない
皆野町	○	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
長瀬町	秩父広域市 町村圏組合 で実施	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
小鹿野町	秩父広域市 町村圏組合 で実施	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
東秩父村	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
美里町	×					①全排出事業者を 把握している(できる システムがある)
神川町	×					③全く把握していな い
上里町	×					③全く把握していな い
寄居町	×					③全く把握していな い
宮代町	久喜宮代衛 生組合で実 施	久喜宮代衛生組合廃棄 物の処理及び再利用に 関する条例	減量化計画の作成及び一 般廃棄物管理責任者の選 任	組合施設に月平均1.5トン以 上の廃棄物を搬入する者	文書による通知、事業 所訪問	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
杉戸町	×					②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及 び再生利用に関する条例	減量化計画の作成	おおむね月1.5トン以上排出 した事業者	個別指導	④その他
蓮田白岡衛 生組合	○	廃棄物の処理及び再生 利用の促進に関する条例	一般廃棄物減量計画の作 成	可燃ごみ・1日の平均排出 量が100kg以上 不 燃・粗大ごみ・適正量以上 の排出事業者	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
久喜宮代衛 生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄 物の処理及び再利用に 関する条例	減量化計画の作成及び一 般廃棄物管理責任者の選 任	組合施設に月平均1.5トン以 上の廃棄物を搬入する者	文書による通知、事業 所訪問	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
秩父広域 市町村圏組 合	○	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握 状況
埼玉西部 環境保全組 合	○	埼玉西部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	運搬すべき場所及び方法 を指定	1日平均排出量が30キログ ラム以上	内容物検査実施要項 による	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)
埼玉中部 環境保全組 合	○	埼玉中部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例及び規則	運搬すべき場所及び方法 を指示	1回につき50kg以上	個別指導	②多量排出事業者 等一部排出事業者 のみを把握している (できるシステムがあ る)

2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	○	
川越市	×						
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	×	×	○	×	
川口市	○	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	飲料容器等をみだりに捨てた者は、20,000円以下の罰金。散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者が規定に違反し勧告に従わず、命令に違反した者は、200,000円以下の罰金。また、規定による届出を行わず虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金。	×	○	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	×	×	×	○	
秩父市	×						
所沢市	×						
飯能市	○	飯能市環境保全条例	×	×	×	○	第50条、51条、52条
加須市	○	加須市環境保全条例	×	×	○	×	
本庄市	○	本庄市環境保全条例	×	×	×	×	
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	×	
春日部市	×						
狭山市	○	狭山市ポイ捨て防止に関する条例	現状回復命令違反者に対し2万円以下の罰金	×	×	○	
羽生市	○	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例	公表	×	×	○	
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	違反した者は、1万円以下の過料に処する。	×	○	○	
深谷市	○	深谷市くらしの環境美化条例	×	×	×	×	
上尾市	○	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	×	×	×	○	
草加市	○	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	命令に違反した者は5万円以下の罰金	×	×	×	

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
越谷市	○	越谷市まちをきれいにする条例	自動販売機設置に伴い回収容器等を設置しない業者が勧告に従わないときは、10万円以下の罰金。 空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの回収勧告に従わないときは、5万円以下の罰金。	×	×	○	
蕨市	○	蕨市さわやか環境条例	×	×	×	×	
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩喫煙をなくす条例	×	×	×	×	
入間市	×						
朝霞市	○	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例	×	×	○	○	
志木市	○	志木市ポイ捨てに防止に関する条例	×	×	○	×	
和光市	○	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	×	×	○	○	
新座市	○	新座市ポイ捨ての防止に関する条例		×	○	○	
桶川市	○	桶川市環境美化に関する条例	2万円以下の過料	×	×	×	条例第15条に規定
久喜市	○	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	2万円以下の罰金	×	×	×	空き缶等のポイ捨てした場合及び飼い主が公園、広場、道路、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等に、当該飼い犬のふんを放置した場合に市長の原状回復指導に従わなかったとき
北本市	×						
八潮市	○	八潮市空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	空き缶等回収容器の設置及び管理義務がある事業者の必要措置命令違反に対しては10万円以下の罰金	×	○	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	×	×	×	×	左記条例第7条に規定
三郷市	○	三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例	50,000円以下の罰金	×	×	×	
蓮田市	×						
坂戸市	○	坂戸市環境保全条例	×	×	×	○	
幸手市	×						

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	×	×	○	第11・15条 第49条第1項
日高市	○	日高市環境保全条例	×	×	×	○	
吉川市	○	吉川市環境保全条例	現状回復命令違反に対し、5万円以下の罰金	×	×	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	×	×	○	×	
白岡市	×						
伊奈町	×						
三芳町	○	三芳町をきれいにする条例		×	×	×	
毛呂山町	○	毛呂山町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	×	
越生町	○	越生町環境保全条例	10万円以下の罰金	×	×	○	
滑川町	○	滑川町の環境をよくする条例	ごみの不法投棄に対し2万円以上の罰金	×	×	○	
嵐山町	○	嵐山町環境保全条例	10万円以下の過料	×	×	○	
小川町	○	小川町環境保全条例	現状回復命令違反に対し、10万円以内の罰金	×	×	○	
川島町	○	環境保全条例	×	×	×	○	
吉見町	×						
鳩山町	×						
ときがわ町	○	ときがわ町環境保全条例	現状回復命令を行い10万円以下の罰金	×	×	×	
横瀬町	×						
皆野町	×						
長瀨町	○	長瀨町環境美化に関する条例	×	×	×	×	
小鹿野町	○	小鹿野町環境保全条例	行為が特定された不法投棄者に対し原状回復命令に違反した場合に罰則あり	×	×	×	
東秩父村	×						
美里町	×						

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
神川町	×						
上里町	×						
寄居町	×						
宮代町	○	宮代町きれいなまちづくり条例	2万円以下の過料	×	○	○	
杉戸町	×						
松伏町	○	松伏町環境保全条例	×	×	×	○	

2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 等	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	
川越市	○	川越市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	×	×	○	
川口市	○	川口市路上喫煙の防止等に関する条例	×	×	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	
秩父市	×					
所沢市	○	所沢市歩きタバコ等の防止に関する条例	なし	×	○	
飯能市	×					
加須市	×					
本庄市	×					
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	
春日部市	○	春日部市路上喫煙の防止に関する条例 春日部市路上喫煙の防止に関する条例施行規則	1万円以下の過料 (2,000円)	×	○	
狭山市	○	狭山市歩きタバコ等の防止に関する条例	無	×	○	
羽生市	×					
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	違反した者は、1万円以下の過料に処する。	×	○	
深谷市	×					
上尾市	○	上尾市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内での喫煙しない旨の命令に従わない場合は1万円以下の過料	×	○	
草加市	○	草加市路上喫煙の防止に関する条例	1,000円以下の過料	×	○	
越谷市	○	越谷市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙禁止命令に従わないときは、1万円以下の過料。	×	○	
蕨市	○	蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	路上喫煙禁止区域
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	○	令和2年10月から喫煙制限区域内における路上喫煙に対し、指導・勧告・命令を行い、従わないものに2000円の過料を科す予定。
入間市	×					
朝霞市	○	朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する	×	○	
志木市	○	志木市路上喫煙防止条例	1万円以下の過料	×	○	
和光市	○	和光市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
新座市	○	新座市路上喫煙の防止に関する条例	10,000円以下の過料(2,000円)	×	○	なし
桶川市	○	桶川市路上喫煙の防止に関する条例	なし	×	○	
久喜市	○	久喜市路上喫煙の防止に関する条例	2万円以下の過料	×	×	

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 等	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
北本市	×					
八潮市	○	八潮市路上喫煙防止条例	禁止区域における命令違反 者に1万円以下の過料	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	○	左記条例第9条、第 11条、第12条参照
三郷市	×					
蓮田市	×					
坂戸市	×					
幸手市	×					
鶴ヶ島市	×					
日高市	×					
吉川市	×					
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちを きれいにする条例	なし	×	○	
白岡市	×					
伊奈町	×					
三芳町	○	三芳町をきれいにする条例	なし	×	○	
毛呂山町	×					
越生町	×					
滑川町	×					
嵐山町	○	嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり 条例	1万円以下の過料	×	○	
小川町	×					
川島町	×					
吉見町	×					
鳩山町	×					
ときがわ町	×					
横瀬町	×					
皆野町	×					
長瀬町	×					
小鹿野町	×					
東秩父村	×					
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	×					
宮代町	×					

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 等	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
杉戸町	×					
松伏町	×					

2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

罰則適用の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	再生利用目的で分別収集した資源物(規則で定めたもの)の所有権は市に帰属するため、市が指定した者以外は資源物を収集できない。	職員による不定期のパトロール、持ち去り禁止看板の設置、警察署への情報提供	○	窃盗罪を適用
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	所有権は市に帰属する。指定する事業者以外のもは資源物を収集、又は運搬してはならない。	職員のパトロール	×	
熊谷市	○	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物(再生利用を目的として分別して収集するもの)の所有権は市に帰属する	職員による定期的な早朝パトロール	×	
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が指定する者以外は資源物を収集・運搬してはならない。	・委託による監視 ・市民による通報	×	
行田市	○	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に集められた一般廃棄物のうち資源物(紙類、布類、びん類及び金属類その他資源として再生利用が可能なものをいう。)となるものの所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	・集積所に看板掲示 ・パトロールの実施	×	
秩父市	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	秩父広域市町村圏組合で実施
所沢市	○	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市の指定する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属するものとし、市又は市長が指定する者以外の者が資源物を収集し、又は運搬してはならない。	持ち去り防止パトロールの実施	×	
飯能市	○	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第14条の2 集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。市又は市長が指定する事業者以外の者は資源物の収集・運搬してはならない。	・集積所に警告版の設置 ・巡回パトロールの実施 ・警察署との連携 ・意思表示紙の活用	×	窃盗罪を適用
加須市	○	加須市廃棄物の処理および清掃に関する条例	集積所に排出された一般廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。	地元住民や警察と連携し早朝パトロールを実施	×	
本庄市	○	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例	・ごみ収集所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	排出時間帯に、環境衛生推進委員による立会いを実施	×	
東松山市	○	東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	持ち去り禁止看板の設置	×	窃盗罪を適用
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市の委託業者以外が集積所から資源物を収集運搬することの禁止	・職員パトロール ・GPSによる調査 ・警察と協定を結び情報共有	×	
狭山市	○	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に出された資源物(再利用を目的に収集する物で、規則で定めた物)	持ち去り禁止看板の設置及び職員によるパトロールを実施。	×	
羽生市	○	羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	排出された資源物の所有権は、市に帰属するものとする。	持ち去り禁止看板の設置	×	
鴻巣市	○	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(一般廃棄物のうち再生利用することを目的として、分別して収集するものをいう。次項において同じ。)の所有権は、市に帰属するものとする。 2 市又は市が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	注意看板の配布	×	
深谷市	○	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市長が指定する場所に資源物が排出されたときは、当該資源物の所有権は市に移る。	パトロール実施	×	
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	資源物の所有権は市に帰属、市及び指定事業者以外の収集運搬の制限	パトロールの実施、看板の設置	×	

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び 再利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、 罰則	職員及び委託業者によるパトロー ル、市広報紙等での啓発、市民、市 民団体への持ち去り行為禁止看板 の配布等集積所への設置	×	
越谷市	○	越谷市廃棄物の処理及び 再利用に関する条例	市又は規則で定める以外の者は、市長の指定する場 所に搬出された廃棄物の持ち去り禁止、罰則規定	・ごみ集積所への持ち去り禁止看板 の設置。 ・住民からの持ち去り情報の記録 ・警察との連携による持ち去り行為 の防止	×	
蕨市	○	蕨市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	所定のごみ集積所に出された資源物の所有権は、市 に帰属する。	持ち去り禁止の看板の設置。 市内パトロールの 実施。	×	
戸田市	○	戸田市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	市長の指定する者以外の廃棄物の収集運搬を禁止	職員・町会・委託業者によるパトロー ル、市独自の紙ひもの利用促進	×	
入間市	○	入間市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	資源の所有権は市に帰属、市または市指定の者以外 の収集運搬を禁止する。	パトロール実施、警告看板設置、持 ち去り厳禁チラシの作成	×	
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市または市指定の事業者以外の者は収集又は運搬 を禁じる。	ごみ集積所及び資源物持ち去り防 止監視パトロール実施	×	
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、 再生利用及び適正処理に 関する条例	資源物の所有権は、市に帰属する。市又は市が指定 する事業者以外の者の収集運搬を禁ずる。	警告看板の配布、市職員によるパト ロール	○	窃盗罪を適応
和光市	○	和光市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	分別され市が指定する容器等に収納し、所定の集積所 及び日時に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の 所有権は市に帰属する。	看板の設置、パトロール	×	
新座市	○	新座市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属す る。指定業者以外の回収を禁止する。	持ち去り厳禁の看板を設置、町内会 や警察と連携したパトロール等	×	
桶川市	○	桶川市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	パトロールの実施、集積所への持ち 去り禁止の看板の設置	×	
久喜市	○	久喜宮代衛生組合廃棄物 の処理及び再利用に関す る条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結し ている事業者以外の者は、看板が設置された集積所に 排出された資源物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回 収日に巡回パトロールの実施	×	久喜宮代衛生組 合で実施
北本市	○	北本市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する。	・職員のパトロール ・持ち去り禁止看板の設置	×	
八潮市	○	八潮市廃棄物の処理及び 再生利用に関する条例	資源ごみの収集の委託を受けていない者が収集運搬 を行っている場合、その行為を行わないよう命ずること ができる。	・職員によるパトロール ・集積所に持ち去り禁止看板等の設 置	×	
富士見市	○	富士見市廃棄物の減量、 再利用及び適正処理に関 する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属 ・市又は、市が指定する事業者以外の者収集運搬を禁 ずる		×	左記条例第11条 に規定
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及び 再利用並びに資源物の持 ち去り防止に関する条例	廃棄物について必要な事項を定め、市民の生活環境 の向上、資源の循環利用を図る。	市職員でのパトロールと警察との連 携による書類送検	×	
蓮田市	○	廃棄物の処理及び再生利 用の促進に関する条例	第15条第1項・・・資源物の所有は組合に帰属する 第15条第2項・・・管理者が指定する者以外は資源物の 収集運搬をしてはならない		×	蓮田白岡衛生組 合で実施
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例	・排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権 は、市に帰属するものとする。 ・市または市が指定した事業者以外は、排出された資 源物を収集し、または運搬してはならない。	・集積所に警告の看板を設置 ・月4回委託業者によるパトロー ルの実施 ・持ち去りの情報等により、市職員 がパトロールを実施	×	

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	・市長の指定する場所に排出された仮定形廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する ・市長が指定した事業者以外の事業の収集運搬を禁ずる		×	
鶴ヶ島市	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用 (埼玉西部環境保全組合で実施)
日高市	×					
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止。罰則あり。	資源持ち去り防止パトロール	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。	パトロール	×	
白岡市	○	廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	第15条第1項・・・資源物の所有は組合に帰属する 第15条第2項・・・管理者が指定する者以外は資源物の収集運搬をしてはならない		×	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○	伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・所定の場所に排出された廃棄物のうち、資源物の所有権は町に帰属する。 ・町または町が指定する事業者以外の収集運搬の禁止	・集積所への掲示 ・パトロール	×	
三芳町	×					
毛呂山町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用 (埼玉西部環境保全組合で実施)
越生町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用 (埼玉西部環境保全組合で実施)
滑川町	○	滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(再生利用することを目的として分別して収集するものをいう)の所有権	パトロール等	×	
嵐山町	○	嵐山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所有権は町に帰属し、町が指定する事業所以外の者は収集運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、パトロールの実施	×	
小川町	×					
川島町	○	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に搬出された資源物の所有権は、町に帰属する。 町が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	ホームページで周知	×	
吉見町	○	吉見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物が町に帰属するものであることを明確化	広報等周知 ポスター掲示	×	
鳩山町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用 (埼玉西部環境保全組合で実施)
ときがわ町	○	ときがわ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・指定の場所に排出された資源物は町に帰属する。 ・町長が指定する事業所以外の者は廃棄物を収集、運搬してはならない	警察との連携	×	
横瀬町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	秩父広域市町村圏組合で実施
皆野町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	秩父広域市町村圏組合で実施

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
長瀬町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	秩父広域市町村圏組合で実施
小鹿野町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	秩父広域市町村圏組合で実施
東秩父村	×					
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	○	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例	資源物の所有権	看板設置、警察等によるパトロール	×	
宮代町	○	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結している事業者以外の者は、看板が設置された集積所に排出された資源物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回収日に巡回パトロールの実施	×	久喜宮代衛生組合で実施
杉戸町	○	杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ごみ集積所に排出された資源物の所有権は、杉戸町に帰属する	職員パトロール、看板の実施	×	
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、罰則。	・職員によるパトロール ・持ち去り禁止看板の設置	×	
蓮田白岡衛生組合	○	廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	第15条第1項・・・資源物の所有は組合に帰属する 第15条第2項・・・管理者が指定する者以外は資源物の収集運搬してはならない		×	
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結している事業者以外の者は、看板が設置された集積所に排出された資源物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回収日に巡回パトロールの実施	×	
秩父広域市町村圏組合	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	
埼玉西部環境保全組合	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源物の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用

2.5 ごみ屋敷条例の制定状況

罰則適用の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	備考
草加市	○	草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例	建物等(建物等が立地する敷地を含む。)又はそれに附属する工作物が、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ又は悪臭が発生すること、火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態や敷地内で生育している樹木又は雑草が繁茂し、その枝、落葉等が敷地の境界線を越え、当該敷地の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態の場合、指導又は勧告ができる。	
和光市	○	和光市空家等の推進に関する特別措置法施行細則	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態などの空家を特定空家等管理台帳に記録し管理する。またその措置のとり方を定めている。	
八潮市	○	八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例	特定空家等や特定居住物件等(ごみ屋敷等)について、所有者等が必要な措置を講ずるよう、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等を定めている。	地域指定× 八潮市都市計画課
三芳町	○	三芳町特定居住物件等の環境の改善に関する条例	管理不全な状態にある建物等について、対応するために必要な事項を定めたもの。	
小川町	○	小川町環境保全条例	建物及び敷地内に廃棄物を放置するなどの不適切な管理を行う所有者等に対して、管理不良状態の解消に必要な指導又は助言を行う	

2.6 ごみ屋敷の把握状況

市町村等	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
さいたま市	0	0	0	
川越市	7	0	0	
熊谷市	0	0	0	
川口市	0	0	0	
行田市	0	0	0	
秩父市	0	0	0	
所沢市	0	0	0	
飯能市	1	1	0	
加須市	0	0	0	
本庄市	0	0	0	
東松山市	0	0	0	ごみ屋敷としての把握はしていない
春日部市	12	6	2	
狭山市	0	0	0	該当なし
羽生市	0	0	0	
鴻巣市	1	1	0	家主とは協議中
深谷市	0	0	0	
上尾市	0	0	0	
草加市	14	12	4	条例の規定に含まれないようなそこまでひどくない状態の物件も含む
越谷市	0	0	0	
蕨市	0	0	0	
戸田市	3	3	1	
入間市	4	4	1	

市町村等	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
朝霞市	0	0	0	
志木市	0	0	0	
和光市	0	0	0	
新座市	6	5	4	
桶川市	0	0	0	
久喜市	0	0	0	
北本市	0	0	0	
八潮市	2	2	0	
富士見市	0	0	0	
三郷市	0	0	0	
蓮田市	0	0	0	
坂戸市	0	0	0	
幸手市	2	2	1	
鶴ヶ島市	1	1	0	
日高市	2	2	0	
吉川市	0	0	0	
ふじみ野市	1	0	0	
白岡市	0	0	0	
伊奈町	0	0	0	
三芳町	1	0	0	
毛呂山町	2	2	0	
越生町	0	0	0	
滑川町	0	0	0	
嵐山町	0	0	0	把握していない

市町村等	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
小川町	0	0	0	
川島町	0	0	0	
吉見町	3	3	0	
鳩山町	0	0	0	
ときがわ町	0	0	0	把握していない
横瀬町	0	0	0	
皆野町	0	0	0	
長瀬町	0	0	0	
小鹿野町	0	0	0	
東秩父村	0	0	0	
美里町	0	0	0	
神川町	0	0	0	
上里町	5	1	0	
寄居町	0	0	0	
宮代町	0	0	0	
杉戸町	0	0	0	
松伏町	2	1	0	
合計	69	46	13	

2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
さいたま市	○	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
川越市	○	家庭系一時多量ごみ	排出者自らが市のごみ処理施設へ運搬するか、市指定許可業者に依頼する。	
熊谷市	○	一度に多量のごみ	自己搬入、許可業者収集	
川口市	○	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	引越等一時多量ごみ
行田市	×			
秩父市	×			
所沢市	○	引っ越しごみ等	市のクリーンセンターへ自己搬入または市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ依頼する。	搬入前に分別が必要
飯能市	×			
加須市	×			
本庄市	×			
東松山市	×			
春日部市	○	一時多量ごみ	計画的に少量ずつ集積所に出すか、または収集運搬許可業者に依頼	
狭山市	○	引っ越しごみ等	自己搬入	
	○	引っ越しごみ等	許可業者収集	
羽生市	×	引っ越しごみ	自己搬入	
鴻巣市	×			
深谷市	○	引っ越しごみ	自己搬入	
	○	大掃除に伴うごみ	自己搬入	
上尾市	○	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
草加市	×	引っ越しごみ等	排出者が市の収集・運搬許可業者に直接依頼する。	
越谷市	×			
蕨市	×	火災による片付けごみ	自己搬入	
	×	遺品整理ごみ	自己搬入	
戸田市	×	遺品整理ごみ	自己搬入	対象者の死亡を証明する物
	×	り災ごみ	自己搬入	り災証明書

市町村等	一般廃棄物処理計画の 位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
入間市	○	引っ越しごみ	市のクリーンセンターへの自己搬入もしくは許可業者収集	搬入前に分別が必要
	○	家庭系一時多量ごみ	同上	同上
朝霞市	○	引っ越しごみ、大掃除ごみ	許可業者収集、直接持込(クリーンセンター)	
志木市	×			
和光市	○	引っ越し、大掃除、庭木の剪定等で一時的に多量に出るごみ	・自己搬入 ・許可業者に依頼	
新座市	×			
桶川市	×			
久喜市	○	引っ越しごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	久喜宮代衛生組合で実施
		遺品整理ごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	久喜宮代衛生組合で実施
北本市	×			
八潮市	×	多量ごみ	許可事業者による収集	各事業者に問い合わせ
富士見市	×			
三郷市	×			
蓮田市	○	家庭系多量ごみ	自己搬入	
坂戸市	×			
幸手市	○	引っ越しごみ	自己搬入又は許可業者収集	
	○	遺品整理ごみ	遺族による持ち込み又は許可業者搬入	
鶴ヶ島市	○	家庭系ごみ全般	自ら直接搬入 一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け
日高市	×	引越しごみ	許可業者収集	
	×	遺品整理ごみ	許可業者収集	
吉川市	×			
ふじみ野市	×	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	
白岡市	○	家庭系多量ごみ	自己搬入	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	×			
三芳町	×			
毛呂山町	○	家庭系ごみ全般	・自ら直接搬入 ・一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け 埼玉西部環境保全組合で実施
越生町	○	家庭系ごみ全般	・自ら直接搬入 ・一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け 埼玉西部環境保全組合で実施

市町村等	一般廃棄物処理計画の 位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
滑川町	×			
嵐山町	×	引越し、遺品整理	自己搬入又は許可業者	
小川町	×			
川島町	×			
吉見町	×			
鳩山町	○	家庭系ごみ全般	・自ら直接搬入 ・一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け 埼玉西部環境保全組合で実施
ときがわ町	×			
横瀬町	×			
皆野町	×			
長瀬町	×			
小鹿野町	×			
東秩父村	×			
美里町	×			
神川町	×	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
上里町	×			
寄居町	○	引っ越しごみ	自己搬入又は許可業者収集	
	○	庭木剪定ごみ	自己搬入又は許可業者収集	
宮代町	○	引っ越しごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	久喜宮代衛生組合で実施
		遺品整理ごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	久喜宮代衛生組合で実施
杉戸町	×			
松伏町	○	引っ越しゴミ	自己搬入	
蓮田白岡衛生組合	○	家庭系多量ごみ	自己搬入	
久喜宮代衛生組合	○	引っ越しごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	
	○	遺品整理ごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	
志木地区衛生組合	×			
小川地区衛生組合	×			
東埼玉資源環境組合	×			

市町村等	一般廃棄物処理計画の 位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
蕨戸田衛生 センター組合	市町で回答			該当なし
彩北広域清 掃組合	×			
秩父広域市 町村圏組合	×			
児玉郡市広 域市町村圏 組合	市町で回答			
埼玉西部環 境保全組合	○	家庭系ごみ全般	・自ら直接搬入 ・一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位 置付け
大里広域市 町村圏組合	×			
埼玉中部環 境保全組合	×			

2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

・設置の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	審議会の構成										備考	
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
さいたま市	○	さいたま市廃棄物減量等推進審議会	15	○					○	○		○	○	関係行政機関 (環境省・県)職 員
川越市	○	川越市廃棄物減量等推進審議会	20	○		○	○	○	○	○	○	○	○	PTA連合会
熊谷市	○	熊谷市環境審議会	15	○				○	○	○	○	○	○	
川口市	○	川口市廃棄物対策審議会	15	○				○		○	○	○	○	関係行政機関 職員
行田市	×													
秩父市	×													
所沢市	○	廃棄物減量等推進審議会	10	○	○			○	○	○			○	関係行政機関 職員
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進審議会	10	○				○		○		○		
加須市	○	加須市廃棄物減量等推進審議会	20	○	○				○	○		○		
本庄市	○	本庄市廃棄物減量等推進審議会	16	○	○					○	○	○	○	公募
東松山市	×													
春日部市	○	春日部市ごみ減量化・資源化等 推進審議会	14	○	○	○			○	○		○	○	公募
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○					○		○		
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進審議会	16	○	○	○	○	○	○	○		○		
鴻巣市	○	鴻巣市環境審議会	18	○					○	○		○		
深谷市	○	廃棄物減量等推進審議会	14	○				○		○		○		
上尾市	○	上尾市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
草加市	○	草加市廃棄物減量等推進審議会	10	○			○		○			○		
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○	○				○		○		
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進審議会	9	○				○	○	○				
戸田市	×													
入間市	○	入間市廃棄物減量等推進審議会	15	○						○		○		

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	審議会の構成										備考		
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他			
朝霞市	○	廃棄物減量等推進審議会	10	○				○			○	○	○	○	リサイクルプラ ザ利用者代表 者、自治会連 合会代表者
志木市	○	志木市廃棄物減量化資源化等推 進審議会	8	○	○	○			○	○			○		
和光市	○	和光市廃棄物減量等推進審議会	10	○	○			○	○	○			○		
新座市	○	“見直そう・ごみ半減”推進新座市 民会議	29					○	○	○			○		市長が会長を 務める
桶川市	×														
久喜市	×														
北本市	○	北本市廃棄物減量等推進審議会 条例	8	○	○			○		○			○		
八潮市	○	八潮市廃棄物減量等推進審議会	10	○					○	○			○	○	
富士見市	○	富士見市環境審議会	15	○	○					○			○		
三郷市	×														
蓮田市	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等 推進審議会	20	○	○			○	○	○			○		蓮田白岡衛生 組合で実施
坂戸市	○	坂戸市廃棄物減量等推進審議会	11	○						○			○	○	その他：関係団 体
幸手市	×														
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市環境審議会	15	○					○	○			○	○	その他…関係 機関
日高市	×														
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進審議会	13	○			○	○	○	○			○		吉川市廃棄物 の処理及び再 生利用に関する 条例
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会	14	○	○					○			○		
白岡市	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等 推進審議会	20	○	○			○	○	○			○		蓮田白岡衛生 組合で実施
伊奈町	×														
三芳町	×														

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	審議会の構成										備考	
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
毛呂山町	○	ごみ減量化等検討委員会	10	○					○	○			○	
越生町	×													
滑川町	×													
嵐山町	○	嵐山町廃棄物減量等推進審議会	0	○				○		○			○	その他:美化推 進委員
小川町	×													
川島町	○	川島町環境保全審議会・川島町 廃棄物減量等推進審議会	15	○	○			○	○	○			○	関係行政機関 職員
吉見町	○	吉見町環境審議会	11	○				○		○		○		
鳩山町	×													
ときがわ町	○	ときがわ町環境審議会	7	○						○	○		○	
横瀬町	×													
皆野町	×													
長瀬町	×													
小鹿野町	×													
東秩父村	×													
美里町	○	廃棄物減量等推進審議会	15		○					○	○		○	常設でない
神川町	○	廃棄物減量等推進審議会	15							○	○		○	常設ではない
上里町	○	上里町廃棄物減量等推進審議会	15 人 以 内	○	○	○	○	○	○	○		○		
寄居町	×													
宮代町	×													
杉戸町	○	杉戸町ごみ減量化・資源化等推 進審議会	0	○						○				
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進委員会	0				○	○	○	○				現在、委嘱なし
蓮田白岡衛 生組合	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等 推進審議会	20	○	○			○	○	○		○		

2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
さいたま市	○	クリーンさいたま推進員	1,499	○	○	○	○	○	・環境美化活動の推進 ・住民意見等の連絡
川越市	○	かわごえ環境推進員	延べ853	○	○	○	○		
熊谷市	○	熊谷市環境美化推進員	464	○	○	○	○		
川口市	○	川口市クリーン推進員	651	○	○	○	○	○	まち美化活動
行田市	×								
秩父市	×		258			○			環境衛生推進員
所沢市	○	所沢市環境推進員	1,091	○	○	○	○		
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進員	1,185	○		○		○	ごみの減量化、資源化のための施策に協力
加須市	×								
本庄市	○	本庄市環境衛生推進委員	418	○		○			
東松山市	○	東松山市クリーンリーダー	225	○		○	○	○	その他:ごみ集積所の点検
春日部市	○	クリーンかすかべ推進員	545	○					
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進員	257	○		○			
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進員	261	○	○	○	○		
鴻巣市	○	鴻巣市環境衛生委員	735	○	○	○	○		
深谷市	×								
上尾市	○	上尾市環境美化衛生委員	216	○		○			

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
草加市	○	草加市廃棄物等減量推進員							制度の見直し等検討のため、平成21年1月28日任期満了(2年間)後、新規委嘱手続きを一時保留
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進員	570	○	○				
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進員	221	○	○	○			
戸田市	×								
入間市	×								
朝霞市	×								
志木市	×								
和光市	×								
新座市	×								
桶川市	×								
久喜市	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員	653	○	○		○		「その他」は集積所の状況報告書の提出(久喜宮代衛生組合で実施)
北本市	×								
八潮市	○	八潮市環境衛生委員	48	○	○				
富士見市	○	富士見市環境施策推進市民会議	121	○					
三郷市	○	三郷市環境美化推進員	121		○	○			
蓮田市	×								
坂戸市	×								

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
幸手市	○	廃棄物減量等推進員	189		○				
鶴ヶ島市	×								
日高市	×								
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進員	421	○		○	○		吉川市廃棄物減量等推進員要綱
ふじみ野市	○	ふじみ野市地域クリーン推進員	112			○			
白岡市	×								
伊奈町	○	伊奈町衛生委員	113	○		○	○		
三芳町	×								
毛呂山町	○	廃棄物減量等推進員	532	○		○			
越生町	×								
滑川町	○	滑川町環境委員	96	○	○	○	○		
嵐山町	○	嵐山町環境美化推進委員	35	○		○	○		
小川町	○	小川町環境美化推進委員	76	○		○			
川島町	×								
吉見町	○	吉見町衛生協力会	75	○		○	○		
鳩山町	×								
ときがわ町	○	ときがわ町環境推進委員	56	○		○	○		
横瀬町	×								

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
皆野町	×								
長瀬町	×								
小鹿野町	×								
東秩父村	○	東秩父村衛生委員	21	○	○				
美里町	○	環境衛生推進委員	23	○	○	○	○		
神川町	○	環境衛生推進委員	23	○	○	○	○		
上里町	×								
寄居町	×								
宮代町	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員	653	○	○		○		「その他」は集積所の状況報告書の提出(久喜宮代衛生組合で実施)
杉戸町	○	杉戸町リサイクル推進員	185	○	○				
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進委員会	0						現在、委嘱なし
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員	653	○	○		○		「その他」は集積所の状況報告書の提出

2.10 不法投棄監視員制度の状況

・委嘱の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
さいたま市	×	不法投棄等防止夜間監視業務	4	警備会社	不法投棄重点監視区域の夜間パトロール	366	委嘱数の人数は委託の従事者数です。
川越市	○	廃棄物等監視員	4	警察官OB	監視パトロール	年306回	
熊谷市	×						
川口市	×						
行田市	×						
秩父市	×		4	秩父市シルバー人材センター会員	不法投棄監視・収集	230	
所沢市	○	不法投棄防止パトロール及び撤去業務委託	5	公益社団法人所沢市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄物の撤去	201	委託で実施
飯能市	○	不法投棄監視パトロール嘱託員	2	警察OB	監視パトロール、不法投棄物の回収、警察署との連携	227	非常勤特別職
加須市	×						
本庄市	×						
東松山市	×						
春日部市	×	廃棄物及び資源物の情報提供に関する覚書		春日部市内郵便局	業務中の不法投棄等の情報提供	随時	通報実績は0件
狭山市	×						
羽生市	×						
鴻巣市	×						
深谷市	×						
上尾市	×						
草加市	×						
越谷市	×						
蕨市	×	蕨郵便局及びタクシー協議会情報提供の覚書		蕨郵便局・タクシー協議会	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
戸田市	○	不法投棄廃棄物等監視及び回収業務委託		業者に委託	不法投棄を防止するための監視パトロール及び道路敷に不法投棄された廃棄物の回収	11月23日、12月31日～1月3日及び日曜日を除く	

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
入間市	○	・不法投棄監視対策業務委託 ・夜間不法投棄パトロール業務委託	5 2	一般社団法人 入間市シルバー人材センター 業者に委託	監視パトロール及び不法投棄の回収 夜間の不法投棄監視パトロール	235回/年 30回/年	委託により実施しています。
朝霞市	×						
志木市	○	志木市市民クリーンパトロール及びごみ分別指導員	12	市民	・市内の河川敷等を巡回し、不法投棄防止活動をする。集積所へのごみの出し方の指導	1233	
和光市	×						
新座市	○	新座市環境保全協力員	57	新座市民総合大学の講座を修了し、環境保全に熱意のある者	不法投棄重点か所の監視及び通報	随時	新座市環境保全協力員設置要綱
桶川市	×						
久喜市	×						
北本市	×						
八潮市	×						
富士見市	×						
三郷市	×						
蓮田市	×						
坂戸市	×						
幸手市	×						
鶴ヶ島市	×	不法投棄物市内パトロール業務	0	市職員	不法投棄のパトロール及び不法投棄物の撤去	49	
日高市	×						
吉川市	×						
ふじみ野市	×						
白岡市	○	環境パトロール	2	公益社団法人白岡市シルバー人材センター	市内の巡回パトロール及び不法投棄物の回収	48	
伊奈町	×	ごみパトロール業務委託	-	公益社団法人伊奈町シルバー人材センター	町内を巡回し、不法投棄物の調査及び回収	50	
三芳町	×						
毛呂山町	○	不法投棄防止パトロール	2	委託業者	週2回(4時間/日)町内巡回パトロールを行い、不法投棄の抑止及び不法投棄物の回収を行う	96	

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
越生町	○	不法投棄・施設箇所パトロール業務委託	2	一般社団法人越生町シルバー人材センター	町内の巡回パトロール及び不法投棄物の回収	48	委託業務として実施
滑川町	○	生活環境パトロール町内美化推進事業		滑川町シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄ごみの回収	96	
嵐山町	×						
小川町	×						
川島町	○	不法投棄回収業務委託	2	シルバー人材センター会員	簡易な不法投棄物の回収	119	
吉見町	×	吉見町と郵便局との包括連携協定書		吉見郵便局	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
鳩山町	○	不法投棄監視清掃業務	2	公益社団法人鳩山町シルバー人材センター	不法投棄の監視・通報・回収	33	
ときがわ町	○	ゴミ不法投棄防止対策事業	2	(社)ときがわ町シルバー人材センター	不法投棄防止のための巡回・通報・軽微な投棄物の回収	122	委嘱ではなく委託
横瀬町	○	横瀬町クリーンパトロール員	58	ボランティア	横瀬町クリーンパトロール員による巡回、不法投棄防止活動、不法投棄情報の通報等	随時	傷害保険に加入
皆野町	○	廃棄物不法投棄防止パトロール業務委託	2		不法投棄の回収、啓発活動	48	
長瀬町	○	不法投棄パトロール	2	長瀬町シルバー人材センター	巡回監視及び不法投棄物の回収	45	毎週水曜日
小鹿野町	×						
東秩父村	○	東秩父村不法投棄監視員	2	村内在住の方	村内全域の不法投棄監視パトロール	13	年間24回の活動を計画していたが、令和元年度は台風第19号の影響により13回の実施。
美里町	○	廃棄物不法投棄監視員	23	行政区の区長	担当地域内のパトロール及び町への報告	随時	
神川町	×						
上里町	×						
寄居町	×						
宮代町	×						
杉戸町	×						
松伏町	×						
蓮田白岡衛生組合	×						

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
久喜宮代衛 生組合	×						
志木地区衛 生組合	×						
小川地区衛 生組合	×						
東埼玉資源 環境組合	×						
蕨戸田衛生 センター組 合	×						該当なし 構成市町で実施
彩北広域清 掃組合	×						
秩父広域市 町村圏組合	×						
児玉郡市広 域市町村圏 組合	×						構成市町で実施
埼玉西部環 境保全組合	×						
大里広域市 町村圏組合	×						
埼玉中部環 境保全組合	×						

2.11 再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
さいたま市	×	個別指定	刈草・剪定枝	公益財団法人さいたま市 公園緑地協会、 埼玉県
川越市	×			
熊谷市	×			
川口市	○	個別指定	木くず	(株)クワバラ・パンぷキン
行田市	×			
秩父市	×			
所沢市	×			
飯能市	×			
加須市	×			
本庄市	×			
東松山市	×			
春日部市	×			
狭山市	×			
羽生市	×			
鴻巣市	×			
深谷市	×			
上尾市	×			
草加市	×			
越谷市	×			
蕨市	○	個別指定	金属類・生きびん・その他のびん・プラスチック製容器包装・古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)・その他の紙類・布類・ペットボトル・消火器・バッテリー・蛍光管等・乾電池・もえないごみ	(株)クリーンシティー (株)蕨環境整備センター

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
戸田市	×			
入間市	×			
朝霞市	×			
志木市	×			
和光市	×			
新座市	×			
桶川市	×			
久喜市	×			
北本市	×			
八潮市	○	一般指定	缶類、びん類、古紙、古繊維類、 ペットボトル	
富士見市	×			
三郷市	×			
蓮田市	○	個別指定	木くず	シナネンエコワーク(株) 白岡工場
坂戸市	×			
幸手市	×			
鶴ヶ島市	×			
日高市	×			
吉川市	×			
ふじみ野市	×			
白岡市	×			
伊奈町	×			
三芳町	×	個別指定	食品廃棄物	片山商事株式会社
毛呂山町	×			

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
越生町	×			
滑川町	×			
嵐山町	×			
小川町	×	個別指定	食品残渣	特定非営利活動法人 小川町風土活用センター
川島町	×			
吉見町	×			
鳩山町	×			
ときがわ町	×			
横瀬町	×			
皆野町	×			
長瀬町	×			
小鹿野町	×			
東秩父村	×			
美里町	×			
神川町	×			
上里町	×			
寄居町	×			
宮代町	×			
杉戸町	×			
松伏町	×			
蓮田白岡衛生 組合	○	個別指定	木くず	シナネンエコワーク(株) 白岡工場
久喜宮代衛生 組合	×			
志木地区衛生 組合	×			

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
小川地区衛生 組合	×			
東埼玉資源環 境組合	×			
蕨戸田衛生セ ンター組合	×			
彩北広域清掃 組合	×			
秩父広域市町 村圏組合	×			
児玉郡市広域 市町村圏組合	×			
埼玉西部環境 保全組合	×			
大里広域市町 村圏組合	×			
埼玉中部環境 保全組合	×			

2.12 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

市町村 組合	制定の有無	規定の有無	備考
さいたま市	○	×	
川越市	○	×	
熊谷市	×	×	
川口市	○	○	
行田市	×	×	
秩父市	×	×	
所沢市	○	×	
飯能市	×	×	
加須市	×	×	
本庄市	×	×	
東松山市	×	×	
春日部市	×	×	
狭山市	×	×	
羽生市	×	×	
鴻巣市	×	×	
深谷市	×	×	
上尾市	×	×	
草加市	○	×	
越谷市	×	×	
蕨市	×	×	
戸田市	×	×	
入間市	×	×	
朝霞市	×	×	
志木市	×	×	
和光市	×	×	
新座市	×	×	
桶川市	×	×	
久喜市	○	×	
北本市	×	×	

市町村 組合	制定の有無	規定の有無	備考
八潮市	×	×	
富士見市	×	×	
三郷市	×	×	
蓮田市	×	×	
坂戸市	×	×	
幸手市	×	×	
鶴ヶ島市	○	×	
日高市	×	×	
吉川市	×	×	
ふじみ野市	×	×	
白岡市	×	×	
伊奈町	×	×	
三芳町	×	×	
毛呂山町	○	×	埼玉西部環境保 全組合で実施
越生町	×	×	
滑川町	×	×	
嵐山町	×	×	
小川町	×	×	
川島町	×	×	
吉見町	×	×	
鳩山町	○	×	
ときがわ町	×	×	
横瀬町	×	×	
皆野町	×	×	
長瀬町	×	×	
小鹿野町	×	×	
東秩父村	×	×	
美里町	×	×	
神川町	×	×	
上里町	×	×	

市町村 組合	制定の有無	規定の有無	備考
寄居町	×	×	
宮代町	○	×	久喜宮代衛生組 合で実施
杉戸町	×	×	
松伏町	×	×	
蓮田白岡衛生組合	×	×	
久喜宮代衛生組合	○	×	
朝霞地区一部事務組合	×	×	
皆野・長瀬上下水道組合	×	×	
上尾、桶川、伊奈衛生組合	×	×	
志木地区衛生組合	×	×	
北本地区衛生組合	×	×	
入間西部衛生組合	×	×	
入間東部地区衛生組合	○	×	
小川地区衛生組合	×	×	
坂戸地区衛生組合	×	×	
東埼玉資源環境組合	×	×	
蕨戸田衛生センター組合	×	×	
彩北広域清掃組合	×	×	
秩父広域市町村圏組合	×	×	
児玉郡市広域市町村圏組合	×	×	
埼玉西部環境保全組合	○	×	
大里広域市町村圏組合	×	×	
埼玉中部環境保全組合	×	×	